一　登録番号
　関東地方整備局長　5
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　一般財団法人さいたま住宅検査センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	岡安　操
変更後	―

(2)　変更年月日
　平成二十四年九月三十日

○関東地方整備局告示第三百七十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

　平成二十四年十月十五日
関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号
　関東地方整備局長　13
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　ユーディーアイ確認検査株式会社
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	吉野　泰章
変更後	兵藤　智絵、薄木　優治、小野寺幸生

(2)　変更年月日
　平成二十四年十月一日

○関東地方整備局告示第三百七十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

　平成二十四年十月十五日
関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号
　関東地方整備局長　6
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社千葉県建築住宅センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	入倉　眞、森澄　祐之

(2)　変更年月日
　平成二十四年十月九日

○近畿地方整備局告示第百九十五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

　平成二十四年十月十五日
近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録建築物調査機関の名称
　アール・イー・ジャパン株式会社
二　住所
　大阪府守口市本町二丁目五番十八号
三　代表者氏名
　代表取締役　藤井　邦男
四　登録年月日
　平成二十四年九月二十五日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事務所の名称及び所在地
　アール・イー・ジャパン株式会社京都支店　京都府京都市下京区東塩小路高倉町二番一号

○近畿地方整備局告示第百九十六号

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第二十二条第三項の規定に基づき、平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のように改正する。

　平成二十四年十月十五日
近畿地方整備局長　谷本　光司

別表三の項を削る。

○九州地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

　平成二十四年十月十五日
九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十七号及び二百五十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
雲仙市千々石町丙字品垂り二四八番一から同市千々石町丙字品垂り二五三番四まで	前	一二・〇〇～三五・六〇メートル
	後	一〇・〇〇～二四・〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○北海道開発局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

　平成二十四年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十九号	北海道余市郡余市町梅川町五六三番一から同町八五番一まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　平成二十四年十月十五日十時